

生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）（概要）

■生物多様性の民間参画に係る動向

2009年8月 生物多様性民間参画ガイドライン第1版公表



2010年10月 COP10（愛知県名古屋）で、新戦略計画2011－2020（愛知目標）を採択（2011年から2020年までの10年間は「国連生物多様性の10年」）

2015年9月 国連持続可能な開発サミットで、「アジェンダ2030：持続可能な開発目標（SDGs）」を採択

2015年9月 ISO14001が改訂され、生物多様性に関する国際規格が発効

■ガイドラインの目的

生物多様性に関する活動への事業者の参画を促すことを通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進すること

自然環境を国民生活や企業経営の重要な資本の一つとして捉える「自然資本」の考え方が急速に普及

Environment (環境)、Social (社会)、Governance (企業統治)に配慮している企業を重視・選別して行うESG投資が近年拡大

第1版を作成した2009年以降、生物多様性に関する社会状況が変化し、これまで以上に企業の取組が必要

■改訂に関する検討会等の経緯

日程		主な議題	生物多様性民間参画ガイドラインの改訂に関する検討会 委員
第1回検討会	2016年10月26日	ガイドライン(第1版)の課題 及び改訂方針	足立 直樹 株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役 石原 博 経団連自然保護協議会 企画部会長
第2回検討会	2017年1月20日	ガイドライン(第2版)素案の検討	○可知 直毅 首都大学東京大学院 理工学研究科 教授 金丸 治子 イオン株式会社 グループ環境・社会貢献部 部長
第3回検討会	2017年9月13日	ガイドライン(第2版)案の検討	朽網 道德 富士通株式会社 環境・CSR本部 プリンシパル・テクノロジスト 日比 保史 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナルジャパン 代表理事
パブリックコメント	2017年10月24日 ~ 2017年11月23日	ガイドライン(第2版)案の パブリックコメント	
第4回検討会	2017年12月6日	ガイドライン(第2版)の決定	
			パブリックコメントの概要
			提出者数:6人・団体 提出意見数:50

■「生物多様性民間参画ガイドラインの改訂（第2版）」の概要

第2版の主なポイント

- | | | | |
|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性に関する最近の動向（SDGsの採択、ESG投資の拡大等）を追記し、事業者が生じるリスクとチャンスについて解説【第1編】 | <ul style="list-style-type: none"> 企業活動は生物多様性に影響を及ぼすだけでなく、その保全等に貢献できる面があることについても解説【第2編】 | <ul style="list-style-type: none"> 日本標準産業分類の業種ごとに、原材料調達、生産・加工等の事業活動ごとの取組と生物多様性の関係を解説【第2編】 | <ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組について、取組ごとに、キーメッセージ、考え方、実践のためのヒント、事例等の基本的な考え方を解説【第3編、第4編】 |
|--|--|--|--|

ガイドライン（第2版）の構成

○要約

エグゼクティブ・サマリー

○序論

ガイドラインの目的、対象、構成等

○第2編 基本的な考え方

事業者が生物多様性の保全等に取り組む際の基本原則、考慮すべき視点、具体的な進め方の手順（事業者共通の取組及び事業活動ごとの取組）

○第1編 事業活動と生物多様性

事業活動を取り巻く状況、事業活動と生物多様性の関わり、事業者に生じうるリスクとチャンス 等

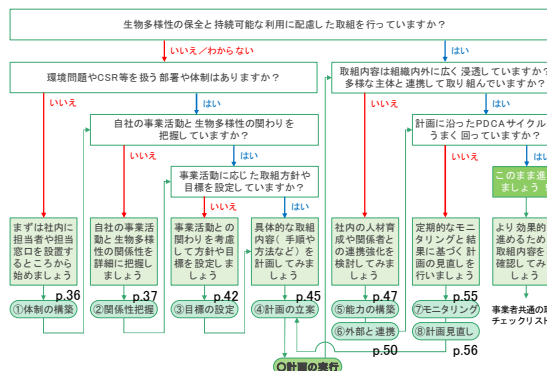
■基本原則

- ①影響の回避・最小化と保全に資する事業活動の拡大
- ②予防的な取組と順応的な取組
- ③長期的な観点

■考慮すべき視点

- ①事業者の特性・規模等に応じた取組
- ②サプライチェーン及びバリューチェーンの考慮
- ③多様なステークホルダーとの連携と配慮
- ④課題に対する統合的アプローチ
- ⑤目標設定と進捗管理
- ⑥社会貢献
- ⑦情報発信・公開

事業者共通の取組の検討フロー



○第3編 事業者共通の取組

○第4編 事業活動ごとの取組

事業者共通の取組、事業活動ごとの
取組に関する考え方、ヒント、事例

事業者共通の取組の記載例

- 1.体制の構築①項目名 ②キーメッセージ
- ❖ 担当者を決め、窓口を明確にすることで社内外からの情報が集約化されます。

考え方 ③考え方

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を確実かつ効率的に進めるためには、取組を推進する当事者であることが望まれる。体制の構築にあたっては、①社内（役員会等）との連絡・報告、②外部（ステークホルダー）との連携について、それぞれに対応できる体制を考案する。体制づくりによって、内部・外部からの意見が容易に受け入れられ、社内から価値が創出されることによりメリットがあり、取組の進捗に向けて推進力が発揮される。事業の特性に応じて複数部門にまたがる組織や専門の部署を設けるなど、組織体系は様々である。事業者の規模や特性に応じて決めていただく。

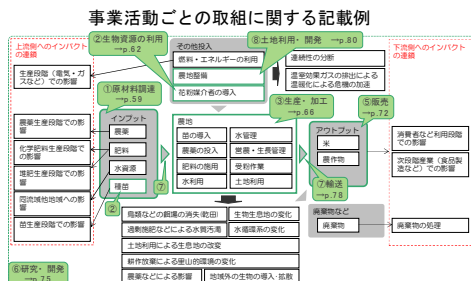
実践のためのヒント ④ヒント

事業者の業種や規模によって、取組の体制は様々です。事業活動において、生物多様性の持続可能な利用が重要な側面である場合は、複数部門に跨る推進体制や、役員・幹部レベルの担当者が体制に入っていると効率的です。(例：生物資源を原材料として調達している場合は、環境部門と原材料調達部門から担当が入ったチームをつくるなど)

⑤事例

[illegible]

出典) 大和ハウス工業(株)ウェブサイト (http://www.daiwahouse.com/sustainable/csr/esg/csr_report/index.html)



背景図は、業種ごとの事業活動におけるインプット・アウトプット等から生物多様性に与える影響を例示

- ✓ 事業の流れは「▶」で表現し、中心的な事業活動は図の中心に位置
- ✓ 事業活動の外側に与える影響の内容を配置
- ✓ 特に中心的な事業活動の上流側・下流側でもインパクト（負の影響、貢献）が生じることに留意が必要（赤枠）

- ✓ 事業活動の各段階において、配慮すべき内容を「事業活動ごとの取組」別に枠組
- ✓ 吹き出しには「事業活動ごとの取組」の名称と、具体的なヒントや事例の掲載ページを記載